

株 主 各 位

東京都千代田区一番町16番地
株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表取締役会長兼社長 石 橋 保 彦

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋1丁目1番1号
ホテルグランドパレス 3階 「白樺の間」

ご来場いただくことができない株主様との公平性等を鑑み、おみやげにつきましては、今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件

- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面の各議案について賛成又は反対のいずれかの意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により議決権を複数回行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.gamecard-joyco.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

第 5 期 事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、大企業を中心とした企業業績の向上や雇用情勢の改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。しかし一方では、中国経済の減速や原油価格の下落等による新興国の景気の下振れ懸念、地政学的リスクによる世界経済の混乱懸念に加え、為替、株式市況の不安定さが表面化するなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループの販売先であるパチンコ業界においては、娯楽の多様化等によるパチンコ・パチスロ人気の低迷、低玉貸し営業の定着、消費税をファンに転嫁できないままでのパチンコホールにとっての消費税増税による負担増加等、パチンコホールの経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、パチンコホールではコスト低減化への取り組み、低価格志向を一層強めており、新規出店やリニューアルを含めた設備投資全般に対して慎重な姿勢が継続し、殊に周辺設備への投資は低調であり、当社グループを取り巻く市場環境は一層厳しい状況となっております。

当社グループでは、消費税をファンに転嫁する方策としてのカード減算方式と玉数調整方式の両方に対応し、5インチ大型液晶で遊技機の映像コンテンツや遊技ガイド等の情報配信機能を強化した新商品「G∞WIN'Z (ジーウィンズ)」を市場投入し、拡販を図ってまいりました。

新商品「G∞WIN'Z」は市場で相当の高い評価を得て、当社グループの基幹商品に成長しており、その結果、機器販売台数は、厳しい市場環境のもと前連結会計年度を上回りました。

しかしながら、厳しい収益環境を受けたパチンコホールの閉店・廃業等による歯止めの掛からない市場規模の縮小、熾烈な価格競争による販売価格の低下に伴い、すべての販売品目についての売上高、売上総利益が前連結会計年度を下回る結果となりました。

当社グループでは業界の活性化とグループの更なる飛躍、企業価値の向上に向け、新商品・新サービスの開発をはじめとした研究開発活動を積極的に行ってまいりました。しかしパチンコホールの低価格志向が進むなか、開発内容の見直しが必要となり、当連結会計年度において、一部研究開発の中止にかかる費用も含め大規模な研究開発費が発生し、販管費が増加しました。加えて、特別損失として減損損失の計上、繰延税金資産の一部取崩しが発生したことから、多大な損失を計上するに至りました。

以上のことから、当連結会計年度における売上高は23,885百万円（前年同期比7.2%減）、営業損失1,440百万円（前年同期は816百万円の営業利益）、経常損失1,383百万円（前年同期は836百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失2,117百万円（前年同期は293百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

販売品目別の業績概況は、次のとおりであります。

機器売上高は、10,654百万円（前年同期比6.5%減）となりました。

カード収入高は、3,957百万円（同6.4%減）となりました。

システム使用料収入は、8,808百万円（同8.4%減）となりました。

その他の収入は、465百万円（同7.6%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は497百万円であり、その主なものは、サービス向上を目的としたカードユニット等の機能追加・金型等の取得259百万円、加盟店用通信機器の取得101百万円、社内業務システムの取得・機能追加69百万円、カード生産設備の取得・機能拡充43百万円であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

遊技人口及びパチンコホールの減少が続く遊技業界は、今までに無い厳しい状況となっており、当社グループが事業を展開するプリペイドカードシステムの分野においては、少ない案件を奪い合う厳しい市場環境が続いております。こうした経営環境のなかで、当社グループは中長期的な成長を維持するために、競合他社にはない商品・サービスを市場に投入すべく、研究開発投資を積極的に行ってまいりました。しかしながら開発着手時から事業を取り巻く市場環境は大きく変化してきていることから、事業計画の全面見直しを行い、電子マネーサービスを主軸とした「他業種連携サービス」の開発の中止を決断いたしました。

この結果、平成28年3月期は多大な損失を計上することとなり、株主の皆様に変なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

このような状況のもと平成29年3月期は、赤字体質脱却及び市場の縮小局面にあっても着実に収益を確保できる経営基盤の再構築が最重要課題であると考えております。具体的には次の三つの課題に取り組んでまいります。

なお、経営層による業績に対する責任の一環として、平成28年4月より当面の間、グループ各社の取締役、執行役員の報酬の減額（役位に応じて15%、10%、5%減額）を実施しております。

①マーケットの変化に合わせた構造改革、体質改善

1円パチンコに代表される低玉貸し営業の普及により売上が縮小安定するなか、遊技機の規制の厳格化が加わり、遊技業界にとっては厳しい状況が続くと想定されます。パチンコホールのコスト意識は一層高まり、今後はローコストオペレーションが求められます。このことから、事業のあり方を根本的に見直し、今後予想されるパチンコホールのローコストオペレーションに対応する製品及びサービスの開発を行ってまいります。さらに、開発手法の改革や購買・物流・製造・システム維持体制の構造改革を図り、原価低減に取り組んでまいります。また、一層のコスト削減に向け、全社員に採算意識を浸透させ、販管費等の徹底した予実損益管理を実施するとともに、人員配置の見直しのほか、あらゆる業務を対象にそのあり方を抜本的に見直し、体質改善を図ってまいります。

②開発投資の選択と集中

当社グループはここ数年来、競合他社との商品・サービスの差別化を図るために、研究開発投資に力を注いでまいりました。しかしながら、売上が伸び悩むなか、多額の研究開発投資が当社グループの収益を悪化させる結果となりました。今後の開発投資については、選択と集中を図り、加盟店維持・獲得に不可欠なもの、高い確度で収益が見込まれる商品・サービスを中心に行ってまいります。また、変化していく市場にいち早く対応するための開発体制を構築してまいります。

③新規ビジネスの創出

当社グループは、現在、グループ全体で加盟店舗数シェア1位というポジションを確保しております。しかしながら、現在の遊技業界の状況を考えると、現事業領域に留まっていれば、成長は望めません。今後中長期的に成長していくためには、新たな事業領域を構築していくことが不可欠であると考えております。グループ全体の技術力を結集させるとともに、遊技機メーカーや提携企業との連携を積極的に行うなど経営資源を有効かつ効率的に活用していくことで、新たな事業を創出し、当社グループの活力を蘇らせてまいります。

5. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 2 期 (平成25年 3 月期)	第 3 期 (平成26年 3 月期)	第 4 期 (平成27年 3 月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高	39,545	34,192	25,741	23,885
営 業 利 益 (△ 損 失)	2,668	1,764	816	△1,440
経 常 利 益 (△ 損 失)	2,692	1,849	836	△1,383
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失)	1,598	900	293	△2,117
1株当たり当期純利益 (△純損失)	112円08銭	63円16銭	20円54銭	△148円49銭
純 資 産	41,798	41,835	41,272	38,285
総 資 産	65,510	64,655	59,081	54,781

(注) 記載金額(1株当たり当期純利益(△純損失)を除く)は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ゲームカード株式会社	5,500 ^{百万円}	100.00%	パチンコプリペイド カードシステム関連事業
株式会社ジョイコシステムズ	2,850 ^{百万円}	100.00%	パチンコプリペイド カードシステム関連事業

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本ゲームカード株式会社	東京都渋谷区渋谷 3丁目28番13号	34,086百万円	38,770百万円

7. 主要な事業内容

当社グループは、パチンコプリペイドカードの発行及び販売、遊技機用プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守等を主な事業としております。

(当社の事業内容)

当社は、子会社である日本ゲームカード株式会社及び株式会社ジョイコシステムズの経営管理及びそれに付帯・関連する事業を行うことを目的とする持株会社であります。

8. 主要な営業所

当社	本社	東京都千代田区
日本ゲームカード株式会社	本社	東京都渋谷区
	営業部	北海道(札幌市)、東北(仙台市)、東京(東京都渋谷区)、名古屋(名古屋市)、大阪(大阪市)、広島(広島市)、九州(福岡市)
株式会社ジョイコシステムズ	本社	東京都台東区
	営業部	東京都台東区

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
294名	3名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	1名減	46歳	12年4ヶ月

(注) 上記従業員数は就業人員であります。

10. 主要な借入先の状況

当連結会計年度末における借入はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 50,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,262,879株（自己株式121株を除く。）
3. 株主総数 10,108名
4. 大株主（上位15名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社SANKYO	2,131,900	14.94
株式会社データ・アート	632,000	4.43
株式会社平和	612,000	4.29
京楽産業. 株式会社	611,900	4.29
サミー株式会社	611,900	4.29
株式会社大一商会	611,900	4.29
株式会社ニューギン	611,900	4.29
株式会社藤商事	611,900	4.29
サクサ株式会社	510,000	3.57
株式会社サンセイアールアンドディ	463,000	3.24
株式会社三洋物産	463,000	3.24
株式会社大都技研	463,000	3.24
株式会社高尾	463,000	3.24
株式会社竹屋	463,000	3.24
豊丸産業株式会社	463,000	3.24

（注） 持株比率は、自己株式（121株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	石 橋 保 彦	P G Mホールディングス株式会社 取締役 日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長 株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長
取 締 役	柳 漢 呉	日本ゲームカード株式会社 取締役専務執行役員 株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役社長
取 締 役	市 原 高 明	株式会社大一商会 代表取締役 株式会社大一販売 代表取締役
取 締 役	筒 井 公 久	株式会社SANKYO 代表取締役社長C O O
取 締 役	関 口 正 夫	株式会社データ・アート 代表取締役専務
取 締 役	井 上 孝 司	株式会社藤商事 代表取締役専務
常 勤 監 査 役	加 藤 大三郎	
監 査 役	相 浦 義 則	相浦税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 監査役
監 査 役	蒔 田 穂 高	株式会社SANKYO 執行役員経営企画部長

- (注) 1. 取締役市原高明氏、同筒井公久氏、同関口正夫氏及び同井上孝司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役相浦義則氏及び同蒔田穂高氏は、社外監査役であります。
3. 監査役相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役相浦義則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 金沢全求氏は、平成27年6月19日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任しております。
6. 石原明彦氏は、平成27年6月19日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、監査役を任期満了により退任しております。
7. 井上孝司氏は、平成27年6月19日開催の第4期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しております。
8. 蒔田穂高氏は、平成27年6月19日開催の第4期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任しております。
9. 堀幹千代氏は、平成28年2月5日付で、取締役を辞任により退任しております。

10. 当事業年度中に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
石 橋 保 彦	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役会長兼社長	平成27年4月1日
	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長	—	平成28年2月5日
柳 漢 呉	株式会社ジョイコシステムズ 代表取締役社長	株式会社ジョイコシステムズ 取締役	平成27年4月1日
堀 幹千代	退任	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長	平成28年2月5日

11. 当事業年度末日後に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
井 上 孝 司	株式会社藤商事 代表取締役社長	株式会社藤商事 代表取締役専務	平成28年4月1日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	3名	110百万円
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	15百万円 (3百万円)
合計	5名	125百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役4名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成28年2月5日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役4名及び社外監査役1名が在任しているためであります。
2. 取締役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額400百万円以内と定められております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額50百万円以内と定められております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額7百万円が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	市 原 高 明	株式会社大一商会 代表取締役 株式会社大一販売 代表取締役
社外取締役	筒 井 公 久	株式会社SANKYO 代表取締役社長COO
社外取締役	関 口 正 夫	株式会社データ・アート 代表取締役専務
社外取締役	井 上 孝 司	株式会社藤商事 代表取締役専務
社外監査役	相 浦 義 則	相浦税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 監査役
社外監査役	蒔 田 穂 高	株式会社SANKYO 執行役員経営企画部長

- (注) 1. 株式会社大一商会、株式会社SANKYO、株式会社データ・アート及び株式会社藤商事は当社の大株主であります。
2. 株式会社大一商会、株式会社大一販売、株式会社SANKYO、株式会社データ・アート、株式会社藤商事、相浦税理士事務所及び日本コンセプト株式会社との間に取引関係はなく、その他にも開示すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	市 原 高 明	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	筒 井 公 久	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	関 口 正 夫	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	井 上 孝 司	平成27年6月19日の取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	相 浦 義 則	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回のうち8回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	蒔 田 穂 高	平成27年6月19日の監査役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、また監査役会5回のうち5回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

14百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりますので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

VI. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

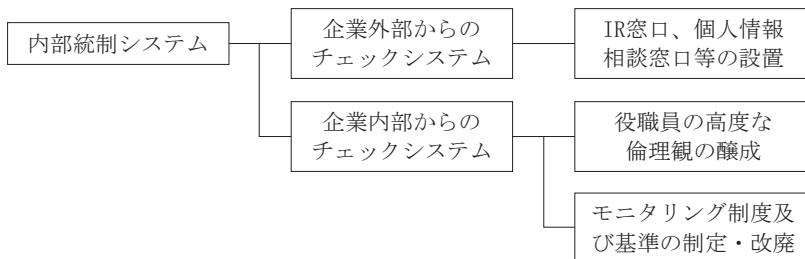
(1) 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第5項（第4項第6号）に基づき、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関するものである。内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としている。

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公正性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、以下、内部統制システムの構築・運用に関する基本方針を定める。なお、本基本方針は、取締役会決議によらなければ変更することができない。

① 基本方針

内部統制システムの構成は以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じなければならない。



② チェック体制の構築

上場会社としての情報開示体制に加え、各種ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）からのフィードバックが得られるよう、情報開示体制を強化するとともに、フィードバック窓口等の設置によりチェックシステムを機能させるものとする。

③ 役職員の高度な倫理観の醸成

高い倫理観と誠実さを基本とする人間集団を醸成し事業に取り組む方針であることから、「行動規範」を制定し、内部統制システムのインフラとして、また、事業推進活動のインフラとして、「行動規範」の浸透に努めるものとする。

④ モニタリング制度及び基準の制定・改廃

内部監査制度や予算統制制度等のモニタリングシステム及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備し、今後の事業環境、経営環境の変化に合せて、モニタリング制度及びモニタリング基準を継続的に制定、修正、統廃合していくものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。
- ② 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。
- ③ 各種会議及びグループ経営会議並びに取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合せて適宜見直すこととする。
- ④ 稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ)

当社グループのリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（リスクが顕在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 総務部における当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。
- ② 当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にリスク管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。
- ③ 当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、リスク管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。
- ④ 当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。
- ⑤ モニタリング結果に関するグループ経営会議への報告体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号ハ)

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。
- ② 当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合せて規程のメンテナンスを行うものとする。
- ③ 当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。
- ④ 当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

- (5) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号、第5号ニ)

当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングする企業倫理委員会を設置する。当委員会は当社社長直属とし、当社管理本部長を委員長とする。
- ② コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況を企業倫理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。
- ③ 当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する研修等の体制を構築する。
- ④ モニタリング結果のグループ経営会議への報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置する。

- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号、第5号イ)

企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 常勤監査役、内部監査部長、総務部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとする。
- ② グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとする。
- ③ グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とするものとする。
- ④ 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部、管理本部各部は、監査役監査に全面的に協力するものとする。
- ② 監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとする。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

- ① 監査役会の依頼に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ、第4号ロ、第5号)

監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 監査役は、社内の全ての会議、委員会に出席し、また社内の全ての資料を閲覧し意見を述べることができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。
- ② 役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならない。
 - ・内部監査結果
 - ・予算統制結果
 - ・コンプライアンス体制の運用結果
 - ・リスク管理体制の運用結果
 - ・外部からのフィードバック情報
 - ・会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書
- ③ 当社グループの取締役・監査役及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。
 - ・当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ④ 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- ① 当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社グループは、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。

- ① 監査役監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役監査の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。
- ② 監査役会とグループ経営会議メンバーの定期的意見交換の場を設定するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となるコンプライアンス管理規程に則り、役職員への法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しております。また、公益通報者保護法並びにコンプライアンス管理規程に基づき「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置することで、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためのリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会又は経営会議で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行

取締役会を10回、グループ経営会議を12回開催し、法令・定款・社内規程等で定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

(4) グループ管理体制

取締役会及びグループ経営会議において当社並びにグループ会社の経営状況等の報告をしており、現状を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査部が当社並びにグループ会社の業務監査を定期的の実施しております。

内部監査は、グループ各部門の業務監査報告を社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、8回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。監査役3名は当事業年度に開催された取締役会にも出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

また、常勤監査役は、取締役会に加えグループ経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,934	流 動 負 債	10,363
現 金 及 び 預 金	13,530	支払手形及び買掛金	2,402
受取手形及び売掛金	2,652	営 業 未 払 金	14
営 業 未 収 入 金	714	リ ー ス 債 務	2,156
リース投資資産	4,411	賞 与 引 当 金	202
有 価 証 券	11,999	製 品 取 替 引 当 金	52
発行保証金信託	7,188	株 主 優 待 引 当 金	28
商 品 及 び 製 品	1,974	カード未精算勘定	2,530
原材料及び貯蔵品	540	そ の 他	2,975
繰 延 税 金 資 産	135		
そ の 他	792		
貸 倒 引 当 金	△5		
固 定 資 産	10,847	固 定 負 債	6,132
有 形 固 定 資 産	776	リ ー ス 債 務	2,834
建 物	76	役員退職慰労引当金	110
機械装置及び運搬具	11	退職給付に係る負債	481
工具、器具及び備品	227	そ の 他	2,706
土 地	0	負 債 合 計	16,496
リ ー ス 資 産	460	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,226	株 主 資 本	38,230
ソフトウェア	859	資 本 金	5,500
そ の 他	1,367	資 本 剰 余 金	5,122
投資その他の資産	7,844	利 益 剰 余 金	27,608
投資有価証券	5,714	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	1,173	その他の包括利益累計額	55
そ の 他	1,160	その他有価証券評価差額金	55
貸 倒 引 当 金	△205	純 資 産 合 計	38,285
資 産 合 計	54,781	負債及び純資産合計	54,781

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,885
売 上 原 価		15,471
売 上 総 利 益		8,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,854
営 業 損 失		1,440
営 業 外 収 益		139
受 取 利 息	23	
受 取 配 当 金	15	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	47	
貸 与 資 産 修 繕 収 入	15	
そ の 他	37	
営 業 外 費 用		82
支 払 利 息	26	
支 払 保 証 料	43	
そ の 他	11	
経 常 損 失		1,383
特 別 損 失		521
減 損 損 失	515	
そ の 他	5	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,904
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	42	213
法 人 税 等 調 整 額	170	
当 期 純 損 失		2,117
親会社株主に帰属する当期純損失		2,117

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	5,500	5,122	30,581	△0	41,204	67	41,272
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			△855		△855		△855
親会社株主に帰属 する当期純損失			△2,117		△2,117		△2,117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△12	△12
当期変動額合計	—	—	△2,973	—	△2,973	△12	△2,986
当 期 末 残 高	5,500	5,122	27,608	△0	38,230	55	38,285

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 日本ゲームカード株式会社
株式会社ジョイコシステムズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、製品、原材料、貯蔵品

移動平均法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法を採用しております。

建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法を採用しております。

b 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～18年
機械装置及び運搬具	6年～12年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品取替引当金

当連結会計年度以前において販売した機器の内蔵部品等の取り替えについて、負担すべき費用の支出に備えるため、必要な見積額を計上しております。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当連結会計年度末において翌連結会計年度に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ のれんの償却に関する事項

のれんは、10年間で均等償却しております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、
及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）
等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

6. 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「無形固定資産」の「のれん」（当連結会計年度470百万円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払法人税等」（当連結会計年度22百万円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」（当連結会計年度6百万円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を前払式支払手段の発行保証金として、担保に供しております。

有価証券	999百万円
発行保証金信託	7,188百万円
投資有価証券	5,207百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,225百万円

3. 保証債務 2,805百万円

加盟店のリース契約に伴う債務に対して引取保証を行っております。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,263,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定 時 株 主 総 会	普通株式	427	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月10日 取 締 役 会	普通株式	427	30.00	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月22日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	427	30.00	平成28年3月31日	平成28年6月23日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。

資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、営業未収入金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金、国債等の満期保有目的の債券、資本上・業務上の関係を有する企業の株式であり、それぞれ市場価格の変動リスクに晒されております。

発行保証金信託は金銭の信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、営業未払金及びカード未使用額からカード収入高に収益計上したものを控除した残高を示しているカード未精算勘定は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業用設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券を主な対象としているため信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券、発行保証金信託については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社の経理部門が日次で収支日報を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	13,530	13,530	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,652	2,652	—
(3) リース投資資産	4,411	4,425	14
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,207	17,281	73
その他の有価証券	507	507	—
(5) 発行保証金信託	7,188	7,188	—
資 産 計	45,498	45,586	88
(1) 支払手形及び買掛金	2,402	2,402	—
(2) リース債務	4,990	4,996	5
負 債 計	7,393	7,398	5

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

元金金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額により、株式は取引所の価格により、市場価格のある債券については、取引金融機関から提示された価格により、市場価格のない債券については、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(5) 発行保証金信託

信託財産構成物は譲渡性預金であり、短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元金金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,528	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,483	168	—	—
リース投資資産	1,857	2,516	37	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券 (譲渡性預金)	9,000	—	—	—
満期保有目的の債券 (コマーシャル・ペーパー)	2,000	—	—	—
満期保有目的の債券(国債)	1,000	5,000	—	—
発行保証金信託	7,188	—	—	—
合 計	37,058	7,684	37	—

(注3) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	2,156	1,465	828	399	127	12
合 計	2,156	1,465	828	399	127	12

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,684円29銭

1株当たり当期純損失 148円49銭

VI. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,559	流 動 負 債	63
現金及び預金	1,337	未払金	9
売掛金	19	未払費用	2
前払費用	7	未払法人税等	9
繰延税金資産	6	賞与引当金	11
その他	189	株主優待引当金	28
		その他	2
固 定 資 産	37,210	固 定 負 債	38
有形固定資産	11	退職給付引当金	10
		役員退職慰労引当金	27
建物	10	負 債 合 計	101
		純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	1	株 主 資 本	38,668
投資その他の資産	37,199	資本金	5,500
		資本剰余金	31,664
関係会社株式	37,164	資本準備金	2,000
		その他資本剰余金	29,664
繰延税金資産	12	利益剰余金	1,504
		その他利益剰余金	1,504
その他	22	繰越利益剰余金	1,504
		自己株式	△0
資 産 合 計	38,770	純 資 産 合 計	38,668
		負債・純資産合計	38,770

損 益 計 算 書

（自 平成27年 4 月 1 日）
（至 平成28年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	998	
関 係 会 社 経 営 管 理 料	491	1, 489
売 上 総 利 益		1, 489
一 般 管 理 費		448
営 業 利 益		1, 041
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
保 険 配 当 金	0	
雑 収 入	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		1, 042
税 引 前 当 期 純 利 益		1, 042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26	
法 人 税 等 調 整 額	△1	25
当 期 純 利 益		1, 016

株主資本等変動計算書

（自 平成27年 4 月 1 日）
（至 平成28年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,500	2,000	29,664	31,664	1,343	△ 0	38,507	38,507
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△855		△855	△855
当 期 純 利 益					1,016		1,016	1,016
当期変動額合計	—	—	—	—	160	—	160	160
当 期 末 残 高	5,500	2,000	29,664	31,664	1,504	△0	38,668	38,668

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年
工具、器具及び備品 5年～8年
 - (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - (4) 株主優待引当金 将来の株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に発生すると見込まれる額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	19百万円
短期金銭債務	0百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,489百万円
その他の営業取引	115百万円
営業取引以外の取引	0百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	121株

V. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	3百万円
未払事業税	1百万円
退職給付引当金	3百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
その他	2百万円
繰延税金資産合計	19百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについても30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が1百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1百万円増加しております。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本ゲームカード㈱	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	経営管理料 の受取	331	売掛金	18
				給 与 手 当 の支払	85	—	—
				雑 収 入	0		
子会社	㈱ジョイコシステムズ	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	経営管理料 の受取	159	売掛金	0

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営管理料、給与手当については、契約条件により決定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,711円13銭

1株当たり当期純利益 71円28銭

VIII. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月20日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 布施木 孝 叔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月20日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 布施木 孝 叔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
監査役会

常勤監査役	加藤大三郎	㊞
社外監査役	相浦義則	㊞
社外監査役	蒔田穂高	㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つと考え、財務面での健全性を維持し、安定した配当をしていくことを利益配分についての基本方針としております。

この方針のもと、第5期の期末配当につきましては、当社グループの連結業績及び内部留保の充実等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額427,886,370円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当額は1株につき金60円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月23日

第2号議案：定款一部変更の件

1. 変更の理由

業務の効率化及びコスト削減を図ることを目的として、本店の所在地を東京都千代田区から東京都台東区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都台東区に置く。 附則 第3条(本店の所在地)の変更は、平成29年の第6期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転目をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋 1 丁目 1 番 1 号
ホテルグランドパレス 3 階 「白樺の間」
電話 (03) 3264-1111



<交通のご案内>

- 九段下駅 徒歩 1 分
地下鉄 東西線 (7 番出口)
半蔵門線、都営新宿線 (3 a 出口)
- 飯田橋駅 徒歩 7 分
J R 総武線 (東口)
地下鉄 東西線、有楽町線、南北線、都営大江戸線 (A 4 出口)

ご来場いただくことができない株主様との公平性等を鑑み、おみやげにつきましては、今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。